

白産第517号
令和8年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白井市長 笠井 喜久雄
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	白井市 (122327)
地域名 (地域内農業集落名)	白井地区 (白井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地を所有している地権者のほとんどが高齢になり、農業を進めていくことが困難な状況の中、後継者のいる梨園については、梨の栽培を続けている。しかし、該当地は広い範囲で住宅地に隣接し、農業を行うのも困難な状況である。また、田や畠はまとまって存在しているわけではなく、所有農地が点在しているため、移動時間が増えて作業の負担となっている(さらに区画が狭く非効率)。

地域の農地を活用するためには、地権者が中心となり、持続可能な農業のありかたをはじめとした土地活用について検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

梨を主要作物とし、認定農業者等に集積をすすめるとともに、耕作されない土地が耕作放棄地となっている状況を踏まえ、地権者が主体となり将来の土地の活用についても含め話し合いを継続する。また、農地を持っていても草刈り等の管理に労力と時間を取られてしまい、簡単には売却もできないことから、引き受けて農地を耕作してくれる人(耕作したい人)に引き継いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

一部耕作条件が悪い農地については、荒廃地となっている箇所があり、その箇所については保全等も含め引き続き検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農業を継続する担い手へ集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 耕作が難しくなった場合には中間管理機構へ登録を促す。
(3) 基盤整備事業への取組方針 基盤整備については必要性が生じた際に検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 個人経営体だけでなく法人なども担い手として受け入れるなど、持続できる体制を構築していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農協だけでなく、農業法人など広く効率化が期待できる事業者と積極的に連携していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①近年、鳥獣被害が増加していることから、箱わな等を活用し鳥獣被害防止に努めていく
- ③スマート農業の実証実験ほ場として活用されている水田があることから、引き続き協力していくとともに、農作業の省力化を目指しスマート農業の導入について検討していく
- ⑤果樹(梨)栽培については、営農継続できるよう地域ぐるみで支援していく
- ⑦遊休地等が増加することで農地の荒廃が進むことから、農業者だけでなく地域全体で管理できるよう、組織体制を検討していく